ベトナム人技能実習生リンさんの死体遺棄事件最高裁無罪判決し周年記念企画

外国人労働者の妊娠・出産の権利を考えるシンポジウム

ベトナム人技能実習生 レー ティトゥイリンさん(以下、リンさん)は、2020年11月に 無具内の民家の部屋で、双子の男児を死産し、段ボールに遺体を入れて部屋の棚の上に 一晩放置したとして、逮捕・起訴されました。一審熊本地裁、二審福岡高裁とも執行猶予 付きの有罪判決でしたが、2023年3月24日に最高裁判所で、逆転無罪判決を得ました。 それから1年を迎えます。この事件の意味と最高裁無罪判決の意義を振り返るため、外国人 労働者の妊娠・出産の権利の現状と課題について考えるシンポジウムを企画しました。

日 時 2024年 **3月24日** (日) 午後1時半から午後4時半

場 所 〈まもと県民交流館パレア9階第一会議室 (〒860-0808 熊本市中央区手取本町8番9号)

開催形式 ハイブリッド開催 (対面及びオンライン)

参加費 無料 事前申込制(会場定員80名)

申込方法 GoogleFormでお申し込みください。(3月23日12時締切) https://x.gd/meNty



プログラム

レー ティ トゥイ リンさんからのアピール文

報告 「リンさんと共に歩んだ死体遺棄事件と最高裁無罪判決の意義」 中島 眞一郎(コムスタカー外国人と共に生きる会代表)

講演「外国人労働者の妊娠・出産からみる移民政策の課題」

高谷 幸氏(東京大学准教授 社会学)

報告 「最高裁無罪判決と孤立出産への影響 |

石黒 大貴弁護士(リンさんの刑事裁判元主任弁護人)

パネルディスカッション

「コムスタカへの外国人労働者からの妊娠出産相談について」 佐久間順子(コムスタカー外国人と共に生きる会事務局長) 日本で妊娠し、国内外で出産した元技能実習生数名からの報告 会場およびオンライン参加者とパネリストとの質疑



高谷 幸氏



石黒 大貴弁護士

主催: コムスタカー外国人と共に生きる会

連絡先: 〒862-0950 熊本市中央区水前寺3丁目2-14-302須藤行政書士事務所 電話080-3707-8181 FAX096-285-3411

講師プロフィール

高谷 幸氏

東京大学大学院人文社会系研究科教員。専門は社会学・移民研究。著書に『入管を問う―現代日本における移民の収容と抵抗』(共著、人文書院、2023年)、『追放と抵抗のポリティクス―戦後日本の境界と非正規移民』(ナカニシヤ出版、2017年)、『移民政策とは何か―日本の現実から考える』(編著、人文書院、2019年)、『多文化共生の実験室―大阪から考える』(編著、青弓社、2022年)など。

石黒 大貴弁護士

弁護士(熊本県弁護士会所属)熊本市生まれ。 ベトナム人技能実習生孤立死産死体遺棄事件弁護人(主任) 実習生弁連・外国人労働者弁護団事務局、日弁連外国人労働者問題PT特別委 嘱委員

ベトナム人技能実習生リンさんの死体遺棄事件の概要

2018年8月、ベトナム人技能実習生リンさんは150万円の借金をして、熊本県内のミカン農家に技能実習生として来日しました。来日後1年半ほど、リンさんは休日もなしに借金を返すために働き続けます。そして、交際しているパートナーとの間に妊娠していることに気が付きます、しかし、「妊娠が監理団体や雇用主に知られたら、帰国させられる」という恐れから、誰にも相談できず、2020年11月15日一人で住んでいた民家の居室で双子の赤ちゃんを死産しました。出産の痛みと死産のショックの中で、二人の子どもの遺体をタオルで包み、名前を付け、弔いの言葉を添えて、箱に入れセロテープで封をして近くにある棚の上に安置して一晩を一緒に過ごしました。そして、翌日監理団体職員らに病院へ連れていかれ、医師に妊娠・出産の事実を認め、医師が警察へ通報します。リンさんは、死体遺棄容疑で、2020年11月19日に熊本県警に逮捕され、マスコミにより全国報道されます。同年12月10日熊本検察庁が、死体遺棄罪で起訴しました。

2021年7月20日熊本地裁は、「死産をまわりに隠したまま、私的に埋葬するための準備であり、正常な埋葬のための準備でないから、国民の一般的な宗教感情を害することは明らかである」として、「懲役8月、執行猶予3年」の有罪判決を言い渡しました。また、控訴審である福岡高裁は、2022年1月19日に、控訴審での最大の争点であった死体から離去していない死体遺棄罪の放置(不作為)には、一定の時間的経過が必要という主張を採用し、原審判決を破棄しました。しかし、起訴状や訴因に明示されず、1審判決でも争点になっていなかった「隠匿」による死体遺棄罪の成立を認め、リンさんが二重の段ボールに入れて13ヶ所の粘着テープで封をしたことと妊娠と死産したことを隠し続けた前後の発言を根拠に、有罪としました。しかし、2023年3月24日、最高裁判所はリンさんの行為は「他者が死体を発見することが困難な状況を作出した」けれども「習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められない」ので「遺棄」には当たらないとして逆転勝訴判決を裁判官4名の全員一致で言い渡しました。